

酪農・肉用牛生産近代化計画作成要領

昭和58年11月30日

58畜A第3777号 農林水産省畜産局長通知の別紙1

改正	昭和63年3月5日63畜A733号
	平成8年3月13日8畜A281号
	平成12年6月6日12畜A第1459号
	平成17年5月25日17生畜第542号
	平成22年8月27日22生畜第1101号
	平成27年5月13日27生畜第180号
	令和2年7月7日2生畜第564号
	令和7年7月18日7畜産第1083号

第1 都道府県計画

酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号。以下「法」という。）第2条の3に規定する都道府県における酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための計画（以下「都道府県計画」という。）は、農林水産大臣が定める酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針（以下「基本方針」という。）の内容と調和するとともに、都道府県の区域における酪農及び肉用牛生産の現状及び将来の方向を十分勘案の上、目標年度において到達が可能となるようなものとして次に定めるところにより作成するよう努めるものとし、その協議については、次に定めるところによるものとする。

1 都道府県計画の作成に当たっての留意事項

(1) 基本的な考え方

今次基本方針は、世界的な情勢の変化に伴う食料安全保障上のリスクの高まりや、資材やエネルギー価格の高騰による生産コストの上昇、生産年齢人口の減少、物流の2024年問題、地球環境問題への関心の高まり、海外市場の拡大等、我が国の酪農・肉用牛生産を取り巻く情勢の変化に対応していくものである。

このため、都道府県計画にあっても、こうした情勢変化を踏まえ、都道府県ごと、地域ごとの需給事情の変化、生産基盤の現状を分析した上で、課題を明確化し、その課題を解決するための具体的な施策を記載するものとする。

なお、その際、大規模経営のみならず、中小規模の家族経営も含めた対応方策について、記述するものとする。

(2) 関係者の意見

酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律施行令（昭和29年政令第233号以下「令」という。）第1条の2第2項の規定に基づいて聴いた学識経験者の意見は、都道府県計画の内容に十分に反映させるものとする。

(3) 資料の整備

都道府県計画の作成に当たっては、その基礎資料とするため、次の事項について可能な限り市町村別に資料を整備するものとし、特に、近代的な酪農経営方式及び肉用牛経営方式の指標を作成するために、十分な調査を行うものとする。

ア 乳牛及び肉用牛の飼養状況（飼養戸数、飼養頭数、1戸当たり平均飼養頭数）

イ 生乳及び肉用牛の生産及び流通状況（生乳、雌子牛、肥育素牛及び肥育牛の生産及び都道府県域内・域外の出荷販売状況）

ウ 飼料生産状況

エ 酪農及び肉用牛経営の状況（新規就農者数、離農農家数、法人化の状況（法人数、従業員数等）、酪農においては、生産者団体が調査した都道府県域内の空き牛舎、酪農経営の経営継続の意向、後継者の有無等）

(4) 計画期間

都道府県計画は、令和12年度までの期間につき作成するものとする。

2 都道府県計画の様式

都道府県計画は、別記様式第1号を参考として作成するものとする。

なお、基本方針の内容と調和するとともに、都道府県の区域における酪農、肉用牛生産及び国産飼料の生産・利用の現状及び将来の対応方向を十分勘案することができる他の既存の計画がある場合は、一体のものとして作成することを可能とする。

3 都道府県計画の記載上の注意

(1) 酪農及び肉用牛生産の近代化に関する方針については、各都道府県の生乳・牛肉・飼料をめぐる近年の需給事情の変化・生産基盤の現状を分析した上で、持続可能な酪農、肉用牛生産及び国産飼料の生産・利用について基本的な考え方を記述するとともに、その他の関連事項として、①担い手の確保、経営力の向上、②労働力不足への対応、③家畜衛生対策の充実・強化、④安全確保の取組の推進、⑤アニマルウェルフェアの推進、⑥環境と調和のとれた畜産経営、⑦自然災害に強い畜産経営の確立、⑧暑熱対策の推進、⑨経営安定対策等の着実な運用、⑩消費者の理解醸成等について、基本的な考え方を記述するものとする。

(2) 生乳の生産数量の目標並びに乳牛及び肉用牛の飼養頭数の目標については、基本方針の内容と調和を図るものとする。国内の人口減少により需要の減少が見込まれることから需給ギャップの解消を図りつつ、国内外の需要拡大を図ることが、今次基本方針の柱であることを踏まえて目標の検討を行うものとする。この際、基本方針において、輸出やインバウンド消費の拡大を進めていくこととしていることに留意するものとする。

なお、牛乳・乳製品については、関係者と地方公共団体が目線を合わせながら消費者の理解醸成や需要喚起対策を拡大する必要があることから、各自治体における取組や関係団体等の取組、関係者が協調した取組についても明記するものとする。また、牛肉については、適度な脂肪交雑や値ごろ感のある国産牛肉を求める消費者ニーズに対応することが重要なことから短期肥育・出荷月齢の早期化（早期出荷）の取組や交雑種・乳用種の需要拡大等の取組の方向性についても留意することとする。

(3) 近代的な酪農経営方式及び肉用牛経営方式の指標については、各都道府県及びその周辺の都道府県で実際に行われている取組を踏まえ、基本方針の第3の2の(1)の「酪農経営」、同(2)の「肉用牛経営」及び各経営指標の表中「経営類型の特徴」の記載方法を参考に、昨今の国際情勢の変化に伴う生産コストの上昇、農業従事者の高齢化や労働力不足に対応するため、①輸入飼料に過度に依存せず、耕畜連携も含め国産飼料の積極的な活用、②スマート農業技術や外部支援組織の効果的活用等を実施することにより、持続的な経営を実現するモデルを示すものとする。

なお、指標の設定に際し、自然的経済的条件を異にするため、同一の指標を設定することが適当でない場合には、指標ごとに、それぞれの条件に応じて区域区分を行い、その区分ごとに指標を設定するものとする。

この場合には、生乳の生産数量の目標、乳牛及び肉用牛の飼養頭数の目標、乳牛及び肉用牛の飼養規模の拡大に関する事項、飼料の自給度の向上に関する事項等についても指標の区域区分に従って記載するものとする。

(4) 乳牛及び肉用牛の飼養規模の拡大に関する事項については、乳牛及び肉用牛の飼養頭数の数値目標を設定するものとする。その際、国内外の需要に応じた生産を進める必要があることを踏まえた上で、各地域の状況に応じた土地や労働力等の経営資源に見合う持続可

能な生産規模の選択の推進が不可欠であることに留意し、その実現に向けた具体的な取組を記述するものとする。

- (5) 飼料の自給度の向上に関する事項については、飼料作物の作付面積や生産量の数値目標に加えて、地域計画に飼料生産を位置付けていくとともに、地域の実情に応じて、以下の例を参考に重点化する取組を設定し、設定した取組の具体策について記述するものとする。

(重点化する取組の例)

- ・耕種農家と畜産農家との連携の推進
- ・飼料生産組織の運営強化
- ・草地基盤整備の着実な実施
- ・労働生産性や単収の面で有利であり、栄養価も高く地域の実情に適した飼料作物の作付拡大
- ・飼料用穀物、食品製造副産物といった地域の飼料資源等の活用
- ・販売時の品質表示、効率的な飼料輸送等による販売・流通の拡大
- ・スマート農業技術の開発・普及
- ・放牧の更なる活用や公共牧場の有効活用の推進

- (6) 集乳及び乳業の合理化に関する事項のうち集送乳の合理化については、燃油高騰、2024年問題を背景とする運転手不足等に加え、酪農経営の点在化や乳業工場の再編等に伴い移送距離が延びており、合理的な生乳流通の重要性が増していることを踏まえて、生乳流通体制の合理化・効率化を図り、物流コストの上昇幅を圧縮するために、クーラーステーション等の集送乳施設の整備、生乳流通の広域調整、納品時間の管理等の推進による、輸送距離や荷待ち時間の削減等の取組に関する具体的な措置について記述するものとする。

また、乳業の合理化については引き続き、中小飲用乳業工場の再編・合理化と稼働率の向上を推進するための具体的措置や、老朽化・偏在が課題となっている広域の需給調整機能を担う乳製品加工基幹施設についても地域の関係者が課題を共有しながら、その高度化を推進するための具体的措置について記述するものとする。

肉用牛及び牛肉の流通の合理化に関する事項のうち肉用牛の流通合理化については、家畜市場に関して、出荷頭数の安定や子牛の斉一化等を通じ、セリの活性化、適正な価格形成の実現に貢献し、出荷者・購買者の双方にメリットがあることから、地域の実情を踏まえた再編の推進等を記述するものとする。

また、牛肉の流通合理化については、食肉処理施設の老朽化や稼働率の低下、労働力不足への対応として、再編や輸出型施設の整備、収益力の強化等の推進や、将来の再編に向けた施設同士の連携の強化、稼働率が高く生産量の多い中核的な基幹施設の合理化等に向けた具体的な取組について記述するものとする。

- (7) その他酪農及び肉用牛生産の近代化を図るために必要な事項については、(1)の①から⑩の事項のうち、計画期間中に特に重点的に取り組む事項があれば具体的に記述するものとする。

4 協議の手続等

法第2条の3第4項の規定に基づいて、農林水産大臣に協議しようとするときは、別記様式第2号の協議書に加え、必要に応じて当該計画(変更の場合は、当該変更に係る部分)の説明書並びに都道府県及び都道府県が定める区分ごとの農業及び畜産業の生産概況等に関する任意の資料を添えて地方農政局長(北海道にあっては北海道農政事務局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。)を経由して農林水産大臣に提出するものとする。

なお、原則として、地方農政局長への提出は、第1回提出期限：令和8年1月16日、第2回提出期限：令和8年7月17日とし、都道府県ごとの状況に応じて対応可能ないずれかの提出期

限を令和7年8月末日までに地方農政局（北海道にあつては北海道農政事務所、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局。以下同じ。）に登録するものとする。農林水産大臣は、提出を受けた計画に係る協議に対し、第1回提出期限に係るものについては令和8年3月20日まで、第2回提出期限に係るものについては令和8年8月末日までにそれぞれ回答するものとする。

ただし、特段の事情がある場合には、あらかじめ地方農政局と協議するものとし、この協議があつた場合、地方農政局は、農林水産省畜産局総務課と協議するものとする。

第2 市町村計画

法第2条の4に規定する市町村における酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための計画（以下「市町村計画」という。）は、都道府県計画の内容と調和するとともに、市町村の区域における酪農及び肉用牛生産の現状及び将来の方向を十分勘案の上、目標年度において到達が可能となるようなものとし、その作成及び協議については、次に定めるところによるものとする。

1 市町村計画の作成に当たっての留意事項

(1) 基本的な考え方

今次基本方針は、世界的な情勢の変化に伴う食料安全保障上のリスクの高まりや、資材やエネルギー価格の高騰による生産コストの上昇、生産年齢人口の減少、物流の2024年問題、地球環境問題への関心の高まり、海外市場の拡大等、我が国の酪農・肉用牛生産を取り巻く情勢の変化に対応していくものである。

このため、市町村計画にあつても、こうした情勢変化を踏まえ、市町村や地域ごとの需給事情の変化、生産基盤の現状を分析した上で、課題を明確化し、その課題を解決するための具体的な施策を記載するものとする。

なお、その際、大規模経営のみならず、中小規模の家族経営も含めた対応方策について、記述するものとする。

(2) 関係者の意見等

令第1条の3第2項の規定に基づいて聴いた酪農経営又は肉用牛経営を営む者の意見は、市町村計画の内容に十分反映させるものとする。また、当該計画の内容として、当該市町村の区域の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする農業協同組合若しくは農業協同組合連合会又は土地改良区若しくは土地改良連合が行う事項について定めようとするときは、同項の規定に基づき当該団体と協議することとなっているので留意すること。

(3) 資料の整備

市町村計画の作成に当たっては、その基礎資料とするため、可能な限り、次の事項について資料を整備するものとし、特に、酪農経営及び肉用牛経営の改善の目標を作成するために、十分な調査を行うものとする。

ア 乳牛及び肉用牛の飼養状況（飼養戸数、飼養頭数、1戸当たり平均飼養頭数）

イ 生乳及び肉用牛の生産及び流通状況（生乳の生産及び出荷販売状況、雌子牛、肥育素牛及び肥育牛の生産及び出荷販売状況）

ウ 飼料生産状況

エ 酪農及び肉用牛経営の状況（新規就農者数、離農農家数、法人化の状況（法人数、従業員数等）、酪農においては、生産者団体が調査した都道府県域内の空き牛舎、酪農経営の経営継続の意向、後継者の有無等）

(4) 計画期間

市町村計画は、令和12年度までの期間につき作成するものとする。

2 市町村計画の様式

市町村計画は、別記様式第3号を参考として作成するものとする。

なお、基本方針の内容と調和するとともに、市町村の区域における酪農、肉用牛生産及び国産飼料の生産・利用の現状及び将来の対応方向を十分勘案することができる他の既存の計画がある場合は、一体のものとして作成することを可能とする。

3 市町村計画の基本的考え方

- (1) 酪農及び肉用牛生産の近代化に関する方針には、各市町村の生乳・牛肉・飼料をめぐる近年の生産基盤の現状を分析した上で持続可能な酪農、肉用牛生産及び国産飼料の生産・利用について基本的な考え方を記述するとともに、その他の関連事項として、①担い手の確保、経営力の向上、②労働力不足への対応、③家畜衛生対策の充実・強化、④安全確保の取組の推進、⑤アニマルウェルフェアの推進、⑥環境と調和のとれた畜産経営、⑦自然災害に強い畜産経営の確立、⑧暑熱対策の推進、⑨経営安定対策等の着実な運用、⑩消費者の理解醸成等について、基本的な考え方を記述するものとする。
- (2) 生乳の生産数量の目標並びに乳牛及び肉用牛の飼養頭数の目標については、都道府県計画の内容と調和を図るものとする。国内の人口減少により需要の減少が見込まれることから需給ギャップの解消を図りつつ、国内外の需要拡大を図ることが、今次基本方針の柱であることを踏まえて目標の検討を行うものとする。この際、基本方針において、輸出やインバウンド消費の拡大を進めていくこととしていることに留意するものとする。

なお、牛乳・乳製品については、関係者と地方公共団体が目線を合わせながら消費者の理解醸成や需要喚起対策を拡大する必要があることから、各自治体における取組や関係団体等の取組、関係者が協調した取組についても明記するものとする。また、牛肉については、適度な脂肪交雑や値ごろ感のある国産牛肉を求める消費者ニーズに対応することが重要なことから短期肥育・出荷月齢の早期化（早期出荷）の取組や交雑種・乳用種の需要拡大等の取組の方向性についても留意することとする。
- (3) 酪農経営又は肉用牛経営の改善の目標については、各市町村及びその周辺の市町村で実際に取り組まれている取組を踏まえ、基本方針の第3の2（1）の「酪農経営」、同（2）の「肉用牛経営」及び各経営指標の表中「経営類型の特徴」の記載方法を参考に、昨今の国際情勢の変化に伴う生産コストの上昇、農業従事者の高齢化や労働力不足に対応するため、①輸入飼料に過度に依存せず、耕畜連携も含め国産飼料の積極的な活用、②スマート農業技術や外部支援組織の効果的活用等を実施することにより、持続的な経営を実現するモデルを示すものとする。

なお、目標の設定に際し、自然的経済的条件を異にするため、同一の目標を設定することが適当でない場合には、目標ごとに、それぞれの条件に応じて地域区分を行い、その区分ごとに指標を設定するものとする。

この場合には、生乳の生産数量の目標、乳牛及び肉用牛の飼養頭数の目標、乳牛及び肉用牛の飼養規模の拡大に関する事項、飼料の自給度の向上に関する事項等についても目標の地域区分に従って記載するものとする。
- (4) 乳牛又は肉用牛の飼養規模の拡大に関する事項については、乳牛及び肉用牛の飼養頭数の数値目標を設定するものとする。その際、国内外の需要に応じた生産を進める必要があることを踏まえた上で、各地域の状況に応じた土地や労働力等の経営資源に見合う持続可能な生産規模の選択の推進が不可欠であることに留意し、その実現に向けた具体的な取組を記述するものとする。
- (5) 飼料の自給度の向上に関する事項については、飼料作物の作付面積や生産量の数値目標に加えて、地域計画に飼料生産を位置付けていくとともに、地域の実情に応じて、以下の例を参考に重点化する取組を設定し、設定した取組の具体策について記述するものとする。

（重点化する取組の例）

- ・耕種農家と畜産農家との連携の推進
- ・飼料生産組織の運営強化
- ・草地基盤整備の着実な実施
- ・労働生産性や単収の面で有利であり、栄養価も高く地域の実情に適した飼料作物の作付拡大
- ・飼料用穀物、食品製造副産物といった地域の飼料資源等の活用
- ・販売時の品質表示、効率的な飼料輸送等による販売・流通の拡大
- ・スマート農業技術の開発・普及
- ・放牧の更なる活用や公共牧場の有効活用の推進

(6) 生乳の生産者の集送乳の合理化のための措置については、物流コストの上昇幅を圧縮するための集送乳施設の整備や生乳流通の広域調整、輸送距離や荷待ち時間の削減等に資する市町村における具体的な措置について記述するものとする。

肉用牛の流通の合理化の措置については、生産者が適期での出荷を行えるよう出荷体制の強化のための取組等について具体的に記述するものとする。

(7) その他酪農及び肉用牛生産の近代化を図るために必要な事項については、(1)の①から⑩の事項のうち、計画期間中に特に重点的に取り組む事項があれば具体的に記述するものとする。

4 協議の手続等

法第2条の4第4項において準用する法第2条の3第4項の規定により、都道府県知事に協議しようとするときは、別記様式第4号の協議書に加え、必要に応じて当該計画（変更の場合は、当該変更に係る部分）並びに市町村の農業及び畜産業の生産概況等に関する任意の資料を添えて都道府県知事に提出するものとする。

第3 その他

1 都道府県知事は、市町村計画を作成することができる市町村の基準（酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律施行規則（昭和29年農林省令第51号）第2条の2）に適合する市町村については、市町村計画を作成するよう当該市町村に対し助言することができるものとする。

この場合、酪農及び肉用牛生産の双方に関する事項をその内容とする市町村計画を作成することができる市町村については、市町村長に対し、当該市町村計画を作成するよう助言するものとする。

2 酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律施行規則第2条の2の規定は、「市町村計画を作成することができる市町村の基準」を定めたものであるが、この基準を満たすことが確実にないと判断される市町村において、計画的に酪農又は肉用牛生産の振興を図るため、市町村計画の内容に準ずる計画（以下、「準ずる計画」という。）を独自に作成することを妨げるものではない。

また、市町村が独自に「準ずる計画」を作成する場合であっても、国、都道府県、市町村が一体となって酪農及び肉用牛生産を振興していくことが望ましいことから、準ずる計画の内容についても都道府県計画と調和した内容とすることが適当である。

3 別記様式第1号及び様式第3号における「現在」欄については、原則として、令和5年度における「畜産統計」「畜産物流通統計」「作物統計」「耕地及び作付面積統計」等の各種統計を用いて記入し、「目標」欄については、令和12年度とする。

なお、記入時点については、「現在」及び「目標」欄とも期首（例えば2月1日）の数値とするが、「生乳の生産数量」「肉用牛の生産及び出荷頭数」等期間を伴う数値については、期間内数値（会計年度）を記入するものとする。

(参考) 「現在」

家畜の飼養頭数、戸数

令和6年2月1日現在

生乳の生産数量、肉用牛の生産頭数等
面積等

令和5年度(4月～3月)

令和5年度調査における各種資料

「目標」

家畜の飼養頭数、戸数

令和13年2月1日現在

生乳の生産数量、肉用牛の生産頭数等

令和12年度(4月～3月)

計 画 期 間

令和〇年度～令和 12 年度

〇〇県（都道府）酪農・肉用牛生産近代化計画書

令和〇〇年〇〇月

〇〇（都道府）県

※ 本様式は、計画作成のための参考様式となりますので、必ずしもすべての項目を記載する必要はありません。

目 次

- I 酪農及び肉用牛生産の近代化に関する方針
- II 生乳の生産数量の目標並びに乳牛及び肉用牛の飼養頭数の目標
 - 1 生乳の生産数量及び乳牛の飼養頭数の目標
 - 2 肉用牛の飼養頭数の目標
- III 近代的な酪農経営方式及び肉用牛経営方式の指標
 - 1 酪農経営方式
 - 2 肉用牛経営方式
- IV 乳牛及び肉用牛の飼養規模の拡大に関する事項
 - 1 乳牛
 - 2 肉用牛
- V 飼料の自給度の向上に関する事項
- VI 集乳及び乳業の合理化並びに肉用牛及び牛肉の流通の合理化に関する事項
 - 1 集送乳の合理化
 - 2 乳業の合理化等
 - 3 肉用牛及び牛肉の流通の合理化
- VII その他酪農及び肉用牛生産の近代化を図るために必要な事項

I 酪農及び肉用牛生産の近代化に関する方針

第1の3の(1)の記載上の注意を参照の上、記述。

II 生乳の生産数量の目標並びに乳牛及び肉用牛の飼養頭数の目標

1 生乳の生産数量及び乳牛の飼養頭数の目標

区域名	区域の 範囲	現在(令和 年度)					目標(令和12年度)				
		総頭数	成牛頭数	経産牛頭数	経産牛1頭当たり 年間搾乳量	生乳 生産量	総頭数	成牛頭数	経産牛頭数	経産牛1頭当たり 年間搾乳量	生乳 生産量
		頭	頭	頭	kg	t	頭	頭	頭	kg	t
合 計											

(注) 1. 必要に応じて、自然的経済的条件に応じた区域区分を行い、市町村をもって区域の範囲を表示。

また、以下の諸表における区域区分もこれと同じ範囲。

2. 生乳生産量は、自家消費量を含め、総搾乳量。

3. 「目標」欄には計画期間の令和12年度の計画数量を、「現在」欄には原則として令和5年度の数値を記入。以下、諸表において同じ。

4. 成牛とは、24ヶ月齢以上のものをいう。以下、諸表において同じ。

2 肉用牛の飼養頭数の目標

区域名	区域の 範囲	現在(令和 年度)								目標(令和12年度)							
		肉用牛 総頭数	肉専用種				乳用種			肉用牛 総頭数	肉専用種				乳用種等		
			繁殖雌牛	肥育牛	その他	計	乳用種	交雑種	計		繁殖雌牛	肥育牛	その他	計	乳用種	交雑種	計
合 計																	

(注) 1. 繁殖雌牛とは、繁殖の用に供する全ての雌牛であり、子牛、育成牛を含む。

2. 肉専用種のその他は、肉専用種総頭数から繁殖雌牛及び肥育牛頭数を減じた頭数で子牛を含む。以下、諸表において同じ。

3. 乳用種等とは、乳用種及び交雑種で、子牛、育成牛を含む。以下、諸表において同じ。

Ⅲ 近代的な酪農経営方式及び肉用牛経営方式の指標

1 酪農経営方式

単一経営

経営モデル	経営概要				
	経営形態	飼養形態			
		経産牛頭数	飼養方式	外部化 ※飼養管理におけるもの	給与方式 放牧利用 (放牧地面積)
		頭			(ha)

生産性指標														備考	
牛		飼料						人							
経産牛1頭 当たり乳量	更新産 次	作付け体系及 び単収	作付延べ面積 ※放牧利用を含 む	外部化 ※飼料生産 におけるもの	購入国産飼料 (種類)	飼料自給率 (国産飼料)	粗飼料 給与率	生産コスト	労働	経営					
								生乳1kg当たり費用合計 (現状との比較)	経産牛1頭当たり 飼養労働時間	総労働時間 (主たる従事者)	粗収入	経営費	農業 所得		主たる従事者1 人当たり所得
kg	産	kg	ha			%	%	円 (%)	hr	hr	万円	万円	万円	万円	

- (注) 1. 「経営モデル」について、持続的な経営を実現するモデルとして、基本方針本文p32～37を参考に経営類型の特徴を記入。
2. 「経営形態」について、「家族経営」「法人経営」のいずれかを記入。
3. 「飼養形態」について、輸入飼料に過度に依存しない耕畜連携も含めた国産飼料の積極的な活用や スマート農業技術、外部支援組織の効果的活用等の実施を念頭に記入。
4. 「人」について、「労働」は、「総労働時間/経産牛頭数」により経産牛1頭あたり飼養労働時間(飼料生産にかかる労働時間も含む)を算出。

2 肉用牛経営方式

(1) 肉専用種繁殖経営

経営モデル	経営概要					
	経営形態	飼養形態				
		飼養頭数	飼養方式	外部化 ※飼養管理におけるもの	給与方式	放牧利用 (放牧地面積)
		頭				(ha)

生産性指標																	備考
牛				飼料						人							
分娩 間隔	初産 月齢	出荷 月齢	出荷時 体重	作付体系 及び 単収	作付延べ面積 ※放牧利用を 含む	外部化 ※飼料生産 におけるもの	購入国産 飼料 (種類)	飼料自給率 (国産 飼料)	粗飼料 給与率	生産コスト	労働	経営					
										子牛1頭当たり 費用合計 (現状との比較)	子牛1頭当たり 飼養労働時間	総労働時間 (主たる従事 者)	粗収入	経営費	農業 所得	主たる従事者 1人当たり所得	
ヶ月	ヶ月	ヶ月	kg	kg	ha			%	%	円 (%)	hr	hr	万円	万円	万円	万円	

- (注) 1. 「経営モデル」について、持続的な経営を実現するモデルとして、基本方針本文p32～37を参考に経営類型の特徴を記入。
2. 「経営形態」について、「家族経営」「法人経営」のいずれかを記入。
3. 「飼養形態」について、輸入飼料に過度に依存しない耕畜連携も含めた国産飼料の積極的な活用や スマート農業技術、外部支援組織の効果的活用等の実施を念頭に記入。
4. 「人」について、「労働」は、「総労働時間/子牛頭数」により子牛1頭あたり飼養労働時間(飼料生産にかかる労働時間も含む)を算出。

(2) 肉用牛（肥育・一貫）経営

経営モデル	経営概要				
	経営形態	飼養形態			
		飼養頭数	飼養方式	外部化 ※飼養管理におけるもの	給与方式 放牧利用 (放牧地面積)
		頭			(ha)

生産性指標																	備考	
牛					飼料					人								
肥育開始時月齢	出荷月齢	肥育期間	出荷時体重	1日当たり増体量	作付体系及び単収	作付延べ面積※放牧利用を含む	外部化※飼料生産におけるもの	購入国産飼料(種類)	飼料自給率(国産飼料)	粗飼料給与率	生産コスト	労働	経営					
											肥育牛1頭当たり費用合計(現状との比較)	肥育牛1頭当たり飼養労働時間	総労働時間(主たる従事者)	粗収入	経営費	農業所得		主たる従事者1人当たり所得
ヶ月	ヶ月	ヶ月	ヶ月	kg	kg	ha			%	%	円 (%)	hr	hr	万円	万円	万円	万円	

- (注) 1. 「経営モデル」について、持続的な経営を実現するモデルとして、基本方針本文p32～37を参考に経営類型の特徴を記入。
2. 「経営形態」について、「家族経営」「法人経営」のいずれかを記入。
3. 「飼養形態」について、輸入飼料に過度に依存しない耕畜連携も含めた国産飼料の積極的な活用や スマート農業技術、外部支援組織の効果的活用等の実施を念頭に記入。
4. 「人」について、「労働」は、「総労働時間/肥育牛頭数」により肥育牛1頭あたり飼養労働時間（飼料生産にかかる労働時間も含む）を算出。
5. 繁殖部門との一貫経営を設定する場合には、肉専用種繁殖経営の指標を参考に必要な項目を追加。
6. 「肥育牛1頭当たりの費用合計」には、もと畜費は含めない。

IV 乳牛及び肉用牛の飼養規模の拡大に関する事項

1 乳牛

(1) 区域別乳牛飼養構造

区 域 名		①総農家戸数	②飼養農家戸数	②/①	乳牛頭数		1戸当たり 平均飼養頭数③/②
					③総数	④うち成牛頭数	
	現在 目標	戸	戸 ()	%	頭	頭	頭
	現在 目標		()				
合 計	現在 目標		()				

(注)「飼養農家戸数」欄の()には、子畜のみを飼育している農家の戸数を内数で記入。

(注)「1戸当たり平均飼養頭数③/②」は、必ずしも総頭数に限らず、成牛や経産牛の頭数でも可。

(2) (1) の乳牛の飼養規模の拡大に関する措置

第1の3の(4)の記載上の注意を参照の上、具体的に記述。

2 肉用牛

(1) 区域別肉用牛飼養構造

	区域名		① 総農家数	② 飼養農家 戸数	②/①	肉用牛飼養頭数							
						総数	肉専用種				乳用種等		
							計	繁殖雌牛	肥育牛	その他	計	乳用種	交雑種
肉専用種 繁殖経営		現在	戸	戸	%	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭
		目標											
	合計	現在											
		目標											
肉専用種 肥育経営		現在		()				()	()				
		目標						()	()				
		現在		()				()	()				
		目標						()	()				
	合計	現在		()				()	()				
		目標						()	()				
乳用種・交雑 種肥育経営		現在		()				()	()				
		目標						()	()				
		現在		()				()	()				
		目標						()	()				
	合計	現在		()				()	()				
		目標						()	()				

(注) () 内には、一貫経営に係る分(肉専用種繁殖経営、乳用種・交雑種育成経営との複合経営)について内数を記入。

(2) 肉用牛の飼養規模の拡大に関する措置

第1の3の(4)の記載上の注意を参照の上、具体的に記述。

V 飼料の自給度の向上に関する事項

1 飼料作物の作付面積等の目標

	現在	目標（令和 12 年度）
飼料作物の作付面積	ha	ha
飼料作物の生産量	TDN トン	TDN トン

2 具体的措置

第 1 の 3 の（５）の記載上の注意を参照の上、各都道府県において、地域の実情に応じて重点化する取組を設定し、可能な限り具体的に記述。

Ⅵ 集乳及び乳業の合理化並びに肉用牛及び牛肉の流通の合理化に関する事項

1 集送乳の合理化

第1の3の(6)の集送乳の合理化についての記載上の注意を参照の上、都道府県の実情を踏まえ、指定生乳生産者団体による取組との整合性及び他の都府県との連携も考慮しながら、単位農協等の再編整備、貯乳施設の再編整備等の具体的措置について、可能な限り定量的な目標とともに記述。

2 乳業の合理化

(1) 乳業施設の合理化

			工場数 (1日当たり生乳処理量2万 トン以上)		1日当たり生乳処 理量 ①	1日当たり生乳処 理能力②	稼働率 ①/②×100	備 考
区 域 名	現 令 和 年 在 度	飲用牛乳を主に製 造する工場	〇〇工場	合計	kg	kg	%	
				1工場 平均				
		乳製品を主に製造 する工場	〇〇工場	合計				
				1工場 平均				
	目 令 和 年 標 度	飲用牛乳を主に製 造する工場	〇工場～〇工場 又は 令和〇年度の 〇割～〇割	合計				
				1工場 平均				
		乳製品を主に製造 する工場	又は 令和〇年度の 〇割程度	合計				
				1工場 平均				

(注) 1. 「1日当たり生乳処理量」欄には、年間生乳処理量を365日で除した数値を記入。

2. 「1日当たり生乳処理能力」欄には、飲用牛乳を主に製造する工場にあっては6時間、乳製品を主に製造する工場にあっては北海道は12時間、北海道以外は6時間それぞれ稼働した場合に処理できる生乳処理量(kg)の合計を記入。

(2) 具体的措置

第1の3の(6)の乳業の合理化についての記載上の注意を参照の上、記述。

3 肉用牛及び牛肉の流通の合理化

(1) 肉用牛の流通合理化

ア 家畜市場の現状

名称	開設者	年間開催日数						年間取引頭数（令和〇年度）					
		肉専用種			乳用種等			肉専用種			乳用種等		
		初生牛	子牛	成牛	初生牛	子牛	成牛	初生牛	子牛	成牛	初生牛	子牛	成牛
		日	日	日	日	日	日	頭	頭	頭	頭 ()	頭 ()	頭 ()
計	ヶ所												

(注) 1. 肉用牛を取り扱う市場について記入。

2. 初生牛とは生後1～8週間程度のもの、子牛とは生後1年未満のもの（初生牛を除く）、成牛とは生後1年以上のもの。

3. 乳用種等については、交雑種は内数とし()書きで記入。

イ 具体的取組

第1の3の(6)の肉用牛の流通合理化についての記載上の注意を参照の上、家畜市場の再編整備と機能高度化の促進等のための具体的取組について記述。家畜市場の再編整備計画のある都道府県にあっては、その計画についても記述。

(2) 牛肉の流通の合理化

ア 食肉処理施設の現状

名称	設置者	年間稼働日数	と畜能力 1日当たり		と畜実績 1日当たり		稼働率 ②/①	部分肉処理能力 1日当たり		部分肉処理実績 計		稼働率 ④/③
			①	うち牛	②	うち牛		③	うち牛	④	うち牛	
計	ヶ所											

(注) 1. 頭数は、豚換算（牛1頭＝豚4頭）で記載。「うち牛」についても同じ。

イ 食肉処理施設の施設整備目標

(ア) 目標年における施設整備目標（部分肉流通・稼働率の向上を含む）及び施設整備計画のある都道府県にあっては、その計画について記述。

(イ) 卸売市場整備計画のある都道府県にあっては、その計画について記述。

ウ 肉用牛(肥育牛)の出荷先

区域名	区 分	現在（令和 年度）				目標（令和 12 年度）			
		出荷頭数 ①	出荷先		② / ①	出荷頭数 ①	出荷先		② / ①
			県内 ②	県外			県内 ②	県外	
県内全域 又は 〇〇地域	肉専用種 乳用種 交雑種	頭	頭	頭	%	頭	頭	頭	%
〇〇地域	肉専用種 乳用種 交雑種								
合計	肉専用種 乳用種 交雑種								

(注) 現在の出荷頭数及び出荷先については、畜産物流通統計の肉畜種類別都道府県間交流表との整合を図る。

エ 具体的取組

第 1 の 3 の（ 6 ）の牛肉の流通合理化についての記載上の注意を参照の上、国産食肉の生産・流通体制の強化等のための具体的取組について記述。

VII その他酪農及び肉用牛生産の近代化を図るために必要な事項
計画期間内に重点的に取り組む事項

【事項番号○※ （対象地域： ）】

※ 事項番号は、第 1 の 3 の（ 1 ）の番号を記載すること。

【事項番号○ （対象地域： ）】

別記様式第2号
(都道府県計画を協議する場合)

〇〇県(都道府)における酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための計画の協議書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

〇〇県(都道府)知事

〇〇県(都道府)における酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための計画案を作成したので、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律(昭和29年法律第182号)第2条の3第4項の規定に基づき、関係書類を添えて協議する。

(都道府県計画の変更協議をする場合)

〇〇県(都道府)における酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための計画の変更の協議書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

〇〇県(都道府)知事

〇〇県(都道府)における酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための計画の変更の案を作成したので、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律(昭和29年法律第182号)第2条の3第5項において準用する同条第4項の規定に基づき、関係書類を添えて協議する。

計 画 期 間

令和〇年度～令和12年度

〇〇市（町村）酪農・肉用牛生産近代化計画書

令和〇〇年〇〇月

〇〇市（町村）

※ 本様式は、計画作成のための参考様式となりますので、必ずしもすべての項目を記載する必要はありません。

目 次

- I 酪農及び肉用牛生産の近代化に関する方針
- II 生乳の生産数量及び乳牛の飼養頭数の目標又は肉用牛の飼養頭数の目標
 - 1 生乳の生産数量及び乳牛の飼養頭数の目標
 - 2 肉用牛の飼養頭数の目標
- III 酪農経営又は肉用牛経営の改善の目標
 - 1 酪農経営
 - 2 肉用牛経営
- IV 乳牛又は肉用牛の飼養規模の拡大に関する事項
 - 1 乳牛
 - 2 肉用牛
- V 飼料の自給度の向上に関する事項
- VI 生乳の生産者の集乳施設の整備その他集乳の合理化のための措置又は肉用牛の共同出荷その他肉用牛の流通の合理化のための措置
 - 1 集送乳の合理化
 - 2 肉用牛の共同出荷その他肉用牛の流通の合理化のための措置
- VII その他酪農及び肉用牛生産の近代化を図るために必要な事項

I 酪農及び肉用牛生産の近代化に関する方針

第2の3の(1)の記載上の注意を参照の上、記述。

II 生乳の生産数量及び乳牛の飼養頭数の目標又は肉用牛の飼養頭数の目標

1 生乳の生産数量及び乳牛の飼養頭数の目標

区域名	区域の 範 囲	現在 (令和 年度)					目標 (令和12年度)				
		総頭数	成牛頭数	経産牛頭数	経産牛1頭当たり 年間搾乳量	生 乳 生産量	総頭数	成牛頭数	経産牛頭数	経産牛1頭当たり 年間搾乳量	生 乳 生産量
		頭	頭	頭	kg	t	頭	頭	頭	kg	t
合 計											

(注) 1. 成牛とは、24ヶ月齢以上のものをいう。以下、諸表において同じ。

2. 生乳生産量は、自家消費量を含め、総搾乳量。

3. 「目標」欄には計画期間の令和12年度の計画数量を、「現在」欄には原則として令和5年度の数値を記入。以下、諸表において同じ。

2 肉用牛の飼養頭数の目標

区域名	区域の 範 囲	現在 (令和 年度)								目標 (令和12年度)							
		肉用牛 総頭数	肉専用種				乳用種			肉用牛 総頭数	肉専用種				乳用種等		
			繁殖雌牛	肥育牛	その他	計	乳用種	交雑種	計		繁殖雌牛	肥育牛	その他	計	乳用種	交雑種	計
合 計																	

(注) 1. 繁殖雌牛とは、繁殖の用に供する全ての雌牛であり、子牛、育成牛を含む。

2. 肉専用種のその他は、肉専用種総頭数から繁殖雌牛及び肥育牛頭数を減じた頭数で子牛を含む。以下、諸表において同じ。

3. 乳用種等とは、乳用種及び交雑種で、子牛、育成牛を含む。以下、諸表において同じ。

Ⅲ 酪農経営又は肉用牛経営の改善の目標

1 酪農経営方式

単一経営

経営モデル	経営概要				
	経営形態	飼養形態			
		経産牛頭数	飼養方式	外部化 ※飼養管理におけるもの	給与方式 放牧利用 (放牧地面積)
		頭			(ha)

生産性指標														備考
牛		飼料						人						
経産牛1頭 当たり乳量	更新産 次	作付け体系及 び単収	作付延べ面積 ※放牧利用を含 む	外部化 ※飼料生産 におけるもの	購入国産飼料 (種類)	飼料自給率 (国産飼料)	粗飼料 給与率	生産コスト	労働	経営				
								生乳1kg当たり費用合計 (現状との比較)	経産牛1頭当たり 飼養労働時間	総労働時間 (主たる従事者)	粗収入	経営費	農業 所得	主たる従事者1 人当たり所得
kg	産	kg	ha			%	%	円 (%)	hr	hr	万円	万円	万円	万円

- (注) 1. 「経営モデル」について、持続的な経営を実現するモデルとして、基本方針本文p32～37を参考に経営類型の特徴を記入。
2. 「経営形態」について、「家族経営」「法人経営」のいずれかを記入。
3. 「飼養形態」について、輸入飼料に過度に依存しない耕畜連携も含めた国産飼料の積極的な活用やスマート農業技術、外部支援組織の効果的活用等の実施を念頭に記入。
4. 「人」について、「労働」は、「総労働時間/経産牛頭数」により経産牛1頭あたり飼養労働時間(飼料生産にかかる労働時間も含む)を算出。

2 肉用牛経営方式

(1) 肉専用種繁殖経営

経営モデル	経営概要					
	経営形態	飼養形態				
		飼養頭数	飼養方式	外部化 ※飼養管理におけるもの	給与方式	放牧利用 (放牧地面積)
		頭				(ha)

生産性指標																	備考
牛				飼料						人							
分娩 間隔	初産 月齢	出荷 月齢	出荷時 体重	作付体系 及び 単収	作付延べ面積 ※放牧利用を 含む	外部化 ※飼料生産 におけるもの	購入国産 飼料 (種類)	飼料自給率 (国産飼 料)	粗飼料 給与率	生産コスト	労働	経営					
										子牛1頭当たり 費用合計 (現状との比較)	子牛1頭当たり 飼養労働時間	総労働時間 (主たる従事 者)	粗収入	経営費	農業 所得	主たる従事者 1人当たり所 得	
ヶ月	ヶ月	ヶ月	kg	kg	ha			%	%	円 (%)	hr	hr	万円	万円	万円	万円	

- (注) 1. 「経営モデル」について、持続的な経営を実現するモデルとして、基本方針本文p32～37を参考に経営類型の特徴を記入。
2. 「経営形態」について、「家族経営」「法人経営」のいずれかを記入。
3. 「飼養形態」について、輸入飼料に過度に依存しない 耕畜連携も含めた国産飼料の積極的な活用やスマート農業技術、外部支援組織の効果的活用等の実施を念頭に記入。
4. 「人」について、「労働」は、「総労働時間/子牛頭数」により子牛1頭あたり飼養労働時間(飼料生産にかかる労働時間も含む)を算出。

(2) 肉用牛（肥育・一貫）経営

経営モデル	経営概要				
	経営形態	飼養形態			
		飼養頭数	飼養方式	外部化 ※飼養管理におけるもの	給与方式 放牧利用 (放牧地面積)
		頭			(ha)

生産性指標																	備考
牛				飼料						人							
分娩 間隔	初産 月齢	出荷 月齢	出荷時 体重	作付体系 及び 単収	作付延べ面積 ※放牧利用を 含む	外部化 ※飼料生産 におけるもの	購入国産 飼料 (種類)	飼料自給率 (国産飼 料)	粗飼料 給与率	生産コスト	労働	経営					
										子牛1頭当たり 費用合計 (現状との比較)	子牛1頭当たり 飼養労働時間	総労働時間 (主たる従事 者)	粗収入	経営費	農業 所得	主たる従事者 1人当たり所 得	
ヶ月	ヶ月	ヶ月	kg	kg	ha			%	%	円 (%)	hr	hr	万円	万円	万円	万円	

- (注) 1. 「経営モデル」について、持続的な経営を実現するモデルとして、基本方針本文p32～37を参考に経営類型の特徴を記入。
2. 「経営形態」について、「家族経営」「法人経営」のいずれかを記入。
3. 「飼養形態」について、輸入飼料に過度に依存しない耕畜連携も含めた国産飼料の積極的な活用やスマート農業技術、外部支援組織の効果的活用等の実施を念頭に記入。
4. 「人」について、「労働」は、「総労働時間/肥育牛頭数」により肥育牛1頭あたり飼養労働時間（飼料生産にかかる労働時間も含む）を算出。
5. 繁殖部門との一貫経営を設定する場合には、肉専用種繁殖経営の指標を参考に必要な項目を追加。
6. 「肥育牛1頭当たりの費用合計」には、もと畜費は含めない。

IV 乳牛又は肉用牛の飼養規模の拡大に関する事項

1 乳牛

(1) 地域別乳牛飼養構造

区 域 名		①総農家戸数	②飼養農家戸数	②/①	乳牛頭数		1戸当たり 平均飼養頭数③/②
					③総数	④うち成牛頭数	
	現在 目標	戸	戸	%	頭	頭	頭
	現在 目標						
	現在 目標						
合 計							

(注)「飼養農家戸数」欄の()には、子畜のみを飼育している農家の戸数を内数で記入。

(注)「1戸当たり平均飼養頭数③/②」は、必ずしも総頭数に限らず、成牛や経産牛の頭数でも可。

(2) 乳牛の飼養規模の拡大に関する措置

第2の3の(4)の記載上の注意を参照の上、具体的に記述。

2 肉用牛

(1) 地域別肉用牛飼養構造

	区域名		① 総農家数	② 飼養農家 戸数	②/①	肉用牛飼養頭数							
						総数	肉専用種				乳用種等		
							計	繁殖雌牛	肥育牛	その他	計	乳用種	交雑種
肉専用種 繁殖経営		現在 目標	戸	戸	%	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭
		現在 目標											
	合計	現在 目標											
肉専用種 肥育経営		現在 目標	()					()	()				
		現在 目標	()					()	()				
	合計	現在 目標											
乳用種・交雑 種肥育経営		現在 目標	()					()	()				
		現在 目標	()					()	()				
	合計	現在 目標											

(注) ()内には、一貫経営に係る分(肉専用種繁殖経営、乳用種・交雑種育成経営との複合経営)について内数を記入。

(2) 肉用牛の飼養規模の拡大に関する措置

第2の3の(4)の記載上の注意を参照の上、具体的に記述。

V 飼料の自給度の向上に関する事項

1 飼料作物の作付面積等の目標

	現在	目標（令和 12 年度）
飼料作物の作付面積	ha	ha
飼料作物の生産量	TDN トン	TDN トン

2 具体的措置

第2の3の（5）の記載上の注意を参照の上、各市町村において、地域の実情に応じて重点化する取組を設定し、可能な限り具体的に記述。

Ⅵ 生乳の生産者の集乳施設の整備その他集乳の合理化のための措置又は肉用牛の共同出荷その他の肉用牛の流通の合理化のための措置

1 集送乳の合理化

第2の3の(6)の集送乳の合理化についての記載上の注意を参照の上、都道府県計画との整合性を図りながら、流通コストの低減に資するための具体的措置について記述。

2 肉用牛流通の合理化のための措置

(1) 肉用牛(肥育牛)の出荷先

	現在(令和 年度)				目標(令和12年度)			
	出荷頭数 ①	出荷先		②/①	出荷頭数 ①	出荷先		②/①
		県内 ②	県外			県内 ②	県外	
	頭	頭	頭	%	頭	頭	頭	%
肉専用種								
乳用種								
交雑種								

(2) 肉用牛の流通の合理化

具体的取組

生産者が適期での出荷を行えるよう出荷体制の強化のための取組等について具体的に記述。

Ⅶ その他酪農及び肉用牛生産の近代化を図るために必要な事項
計画期間内に重点的に取り組む事項

【事項番号○※ (対象地域:)】

※ 事項番号は、第1の3の(1)の番号を記載すること。

【事項番号○ (対象地域:)】

【事項番号○ (対象地域:)】

別記様式第4号
(市町村計画を協議する場合)

〇〇市(町村)における酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための計画の協議書

番 号

年 月 日

〇〇県(道都府)知事 殿

〇〇市(町村)長

〇〇市(町村)における酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための計画案を作成したので、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律(昭和29年法律第182号)第2条の4第4項において準用する第2条の3第4項の規定に基づき、関係書類を添えて協議する。

(市町村計画の変更協議をする場合)

〇〇市(町村)における酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための計画の変更の協議書

番 号
年 月 日

〇〇県(道都府)知事 殿

〇〇市(町村)長

〇〇市(町村)における酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための計画の変更の案を作成したので、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律(昭和29年法律第182号)第2条の4第4項において準用する第2条の3第4項及び第5項の規定に基づき、関係書類を添えて協議する。